

2026年2月4日

社会福祉法人 瑞祥会
社会福祉法人 ルボア
理事長 櫻村 恵子 様

UAゼンセン瑞祥会・ルボアユニオン
委員長 船川 健吾

新たな賃金制度

2月2日の団体交渉における回答書を受けまして「持続可能な経営基盤の構築と職員の成長を支える組織への変革」という法人改革について、当組合としても共感しました。法人の発展と従業員の成長という意味でも大変重要であると考えており、今後協力協働してまいりたいと考えています。

しかしながら今回の補助金（令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）は、介護従事者の待遇改善、離職防止のための緊急的対応として行うことを目的としています。そして昨今の物価高騰は、法人経営はもとより従業員の生活を等しく圧迫しております。このような状況下、5%以上の賃上げがないと日々の生活を維持することが困難になります。先の団体交渉のなかで約25%の従業員の賃上げが十分に行われないことを知り、とても残念に思っておりますし、非常に危機感を抱いております。

当組合は偏りのない一定額の賃上げが必要であると考えていますので、以下の項目を再度要求いたします。補助金を含めた賃上げ原資の配分について再考をお願いいたします。

また団体交渉は労使対等な立場で話し合い、合意を目指す行為です。決まりごとの報告会ではありませんので、お互い歩み寄り納得感のある交渉を行いたいと考えております。

記

1. 賃上げについて

当初、時給で働いている者は85円、その他の者は18,000円の要求額でしたが、交渉ということで、それぞれ50円と8,000円にいたしますので、定期昇給とは別での上乗せをお願いします。定期昇給の有無は規定どおりで結構です。基本給に組み込むことが困難な場合は、全員に毎月一律8,000円の手当として支給をお願いします。

補助金の差額分（給与改定分を上回る部分）については法人の改革方針に沿って各種手当の改定に配分することは問題ないと考えています。

2. 成果連動型加算について

介護度や利用率が上がれば、日勤帯の負担も夜勤帯と同じく増しますので、全ての部門、職種において導入をご検討ください。

以上